

(目的)

第1条 この告示は、政策、施策及び事務事業評価について、内容、手続等を定めることにより、市民ニーズに的確に対応した効率的かつ効果的な行政運営を図るとともに、行政に対する透明性を確保し、開かれた市政を推進することを目的とする。

(評価の対象)

第2条 評価の対象は、全ての政策、施策及び事務事業とする。

(評価の区分)

第3条 評価の区分は、事前評価、事中評価及び事後評価とし、評価の時期は次のとおりとする。

- (1) 事前評価は、新規事業を対象として実施計画策定時に行う。
- (2) 事中評価は、主要事業、大型事業等を対象として上半期終了後に行う。
- (3) 事後評価は、すべての事務事業を対象として決算後に行う。

(評価の主体)

第4条 評価対象の事業を担当する部局（以下「担当部局」という。）は、当該事業を企画立案し、遂行する立場から、評価対象の事業について自ら評価を行うものとする（以下「一次評価」という。）。

- 2 一次評価の妥当性を判断するため、庁内に別に定める三次市内部チェック会議を設置し、二次評価を行う。
- 3 一次評価及び二次評価の妥当性、客観性及び公平性を確保するため、別に定める三次市行政チェック市民会議を設置し、外部評価を行う。

(評価の観点)

第5条 評価は、次の観点を基本として行う。

- (1) 目的・手段の妥当性

目的や手段の妥当性を判断する基準であり、当該事務事業の目的である施策への貢献度、成果の向上余地、効率性及び公平性の観点から判断する。

- (2) 市の役割の妥当性

民間サービスの提供状況及び民間委託の可否の視点から、市の関与の妥当性を判断する。

(3) 必要性

社会的ニーズ、住民ニーズ及び緊急性の有無の視点から、当該事務事業の必要性を判断する。

(4) 市の発展性

市の歳入増につながるか、人口の増加につながるかの視点から、市の発展への貢献度を判断する。

(評価の手法)

第6条 評価に当たっては、可能な限り具体的な指標・数値による定量的な評価方法を用いるものとする。

2 定量的な評価が困難又は不相当である場合においては、客観的な情報、データ及び事実に基づく定性的な評価方法を用いるものとする。

(評価シート)

第7条 評価に当たっては、次に掲げる評価シートを作成するものとする。

(1) 事務事業評価 The 行政チェック事務事業チェックシート（別記様式第1号。以下「事務事業評価シート」という。）を作成する。

(2) 施策評価 施策評価シート（別記様式第2号）を作成する。

(3) 政策評価 別に定める評価シートを作成する。

(評価の実施手続)

第8条 担当部局は、前条に規定する評価シートを、政策部企画調整担当（以下「企画調整担当」という。）に提出する。

2 企画調整担当は、前項の規定により提出された評価シートについて取りまとめる。評価終了後、二次評価又は外部評価の選別を行い、その結果を担当部局に通知する。

(評価結果の反映)

第9条 担当部局は、評価の結果を踏まえて、計画等の推進、予算要求等を行うものとする。

(評価結果の公表等)

第10条 評価結果の公表は、評価の実施後、企画調整担当において行う。

2 公表後の市民からの意見、提言等については、原則として、評価制度及び評価全般に関することは企画調整担当が、個別の評価に関することは担当部局が対応する。この場合において、担当部局は、対応の概要について企画調整担当に報告するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第97号）

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第46号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月8日告示第136号）

この告示は、平成26年7月8日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第68号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第55号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。（後略）